

長岡市告示第361号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定に基づき、告示します。

令和8年6月1日

長岡市長 磯田 達伸

1 委託業務の内容

悠久山屋根付多目的コート使用料徴収業務

2 委託を必要とする理由

当施設に隣接している悠久山野球場で徴収事務を行うことで、利用者の利便性を図り、悠久山野球場の指定管理者である新潟アルビレックスBC・グリーン産業・グローバルマーケティンググループ 代表企業 株式会社 新潟プロ野球団に委託することで、徴収事務を合理的に行えるため

3 委託先

新潟県新潟市中央区長潟570番地

新潟アルビレックスBC・グリーン産業・グローバルマーケティンググループ

代表企業 株式会社 新潟プロ野球団

代表取締役社長 池田 拓史

4 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで